

女性の自立 - アレクサンドラ・コロンタイにおける「就労義務」の意義について

| | |
|-------|---|
| 著者 | 南 コニー |
| 著者別表示 | MINAMI Connie |
| 雑誌名 | 金沢大学国際機構紀要 |
| 巻 | 5 |
| ページ | 37-49 |
| 発行年 | 2023-03 |
| URL | http://doi.org/10.24517/00069311 |



論文

女性の自立—アレクサンドラ・コロンタイにおける「就労義務」の意義について

南 コニー^{注1}

要旨

2022年3月8日の国際女性の日に合わせて、日本政府は「女性の経済的自立」を国家政策と位置づける「男女共同参画白書令和4年版」を公表した。そこには、労働力人口の減少、経済低迷、女性の貧困化からの脱却をはかり、先進国並みのジェンダー平等社会に到達したいという思惑が感じられるが、女性の就労意欲を削がせる大きな要因となっている男女の賃金格差と非正規雇用問題、脱扶養の要となる第3号被保険者制度の廃止などについては明確な解決策を打ち出していない。本論では、昨年生誕150周年を迎えたソ連の政治家アレクサンドラ・コロンタイ(1872-1952)が、ロシア革命後に推進した女性の就労を義務づける政策、そしてその実現を可能にするために前提となる法制度や社会基盤の整備—女性の参政権や離婚の合法化、「母の家」の創設、男女同一労働同一賃金制度、16週間の有給休暇制度の創設等々—を検討したが、そこからジェンダー平等社会を目指す日本政府の従来の政策が不十分であっただけでなく、女性自身の意識改革も同時に必要であることが明らかになった。

I. はじめに

2022年3月8日の国際女性の日に合わせて、日本政府は「女性の経済的自立」を国家政策として位置づけ、公表した^{注2}。そこには、労働力人口の減少、経済低迷、女性の貧困化からの脱却をはかり、先進国並みのジェンダー平等社会に到達したいという思惑が感じられるが、女性の就労意欲を削がせる大きな要因となっている男女の賃金格差と非正規雇用問題、脱扶養の要となる第3号被保険者制度の廃止などについては明確な解決策が打ち出されていないと言わざるを得ない。1980年には男性労働者と無業女性の世帯の数は共働き世帯の2倍であったが、1992年を境に逆転している。今から30年前にすでに社会構造が変化していたにもかかわらず、2023年現在も実態と乖離した制度が適用されている。日本社会が直面している多くの問題の根底には、メアリー・

C・ブリントンが指摘するように、「高度経済成長期に確立された制度や社会規範の多くが人々のニーズに適合しなくなったという事情がある。『普通の家族』の働き方、『普通』の男女の役割とはどのようなものかという点に関して既存のモデルに従うことができない、もしくは従いたくない人たちは日々の生活でさまざまな苦勞を強いられる。そのような人が増えているのに、そうした人のニーズが満たされていない」^{注3} ことにあるのではないだろうか。

2021年における女性の非労働力人口^{注4}は2636万人であり、求職していない理由は「適当な仕事がありそうにない」が最も多く34.5%となっている。また希望する就業形態としては非正規雇用が70.3%である。男女共同参画白書令和4年版によれば、女性の半数は90歳以上まで生き、100歳を超える女性は男性の約7倍である。高齢になっても安心して暮らすための医療制度や年金制度はいうまでもなく国民の労働と納税によって支えられている。超高齢化社会で生産人口が減り続ける中で、福祉や医療を提供し続けるためには、憲法に定められた勤労、納税、教育の三大義務に基づき、経済状況の如何に関わらず、ひとりひとりが就労意欲を持ち続けることで社会貢献の義務を担うというラディカルな改革を再検討する必要があるのではないだろうか。本論では、すでに一世紀も前から実施されていたソ連の政治家アレクサンドラ・コロンタイが提唱した女性の「就労義務」政策の意義とその重要性について考察してみたい。

1. アレクサンドラ・コロンタイによる「女性解放政策」の推進

世界経済フォーラムのGlobal Gender Gap Report 2022によれば、日本の総合スコアは0.650、順位は146か国中116位となっており、先進国の中で最低レベル、またアジア諸国の中では韓国や中国、ASEAN諸国よりも低い結果となっている。その中でも、特に問題なのは政治・経済分野での男女比率の格差で、女性の管理職の割合は9.4%であり、それが要因とされている男女賃金格差は経済協力開発機構(OECD)の加盟国44か国中でワースト4位である。政府は2020年までに女性の管理職率を30%にまで引き上げるとしていたが、実情は一桁台にとどまっている。目標を達成できなかった理由として、社内で採用した女性職員を役員や管理職に登用する育成システムの構築が欠如していたことが理由としてあげられている^{注5}。この背景には、女性のライフイベントと管理職登用のタイミング、男性上司のアンコンシャス・バイアスと評価、そして女性自身の意欲の低さなどがあると分析されている。では、この状況を海外と比較するとどうだろうか。国際機関Grant Thornton Internationalの調査^{注6}によると、ロシアでは上級職の40%が女性で占められており、これは世界で最も高く、世界平均(22%)のほぼ2倍である。また、1位のロシアに続く国々は、ジョージア(38%)、ポーランド(37%)、

ラトビア(36%)、エストニア(35%)、リトアニア(33%)であるが、これらはそれぞれ旧ソ連の5つの隣国である。このような女性登用の背景には、旧ソ連時代から続く教育システムや男女機会均等法、平等意識の高さなどが大きく影響しており、1917年のロシア革命以降、斬新な男女同権政策が進められてきた結果である。その中でも、ヨーロッパで最初の女性閣僚となったアレクサンドラ・コロンタイの掲げる諸政策は画期的であった。コロンタイは、1917年厚生大臣に就任後、女性の生活向上に取り組むため1919年に世界初の女性制作担当部局(Женотдел)を創設したことで知られている。社会主義理念に基づいた彼女の重要な女性解放政策は次の通りである。

| | |
|-------|---------------------------|
| 1917年 | 女性参政権、離婚の合法化、「母の家」の創設 |
| 1918年 | 同一労働同一賃金制度、16週間の有給休暇制度の創設 |
| 1919年 | 子どものための「無料食堂」の開始 |
| 1920年 | 墮胎の承認、サホートニクの社会奉仕制度の創設 |
| 1921年 | 女性活躍推進制度(義務労働制)の創設 |

フィンランド(1906)、ノルウェー(1913)、デンマーク(1915)について、ソ連ではヨーロッパで4番目に早く女性参政権が認められた(1917)。また、離婚に関しては、それまで女性側からの申請が認められなかったり、長い年月を要したりしていたプロセスが簡素化され、ついに、離婚の自由が認められて合法化された。コロンタイはこの合法化の成果を次のように述べている。

実際、1917年12月18日の人民委員会の布告によって、離婚は、これまでのように金持ちだけしか手に入れることのできぬ贅沢物ではなくなった。今後、労働婦人は、始終自分をなぐるような動物的な夫や呑んだくれの夫から独立するために、何ヶ月又は何年もの間、離婚証書の下付されるのを待つ必要はなくなった。今後は、一週間か、またはせいぜい二週間以内に、訳なく離婚が認められるようになるであろう^{注7}。

1917年当時、女性たちは家庭内暴力などさまざまな問題にさらされていたが、革命後すぐに女性と子どもたちを守るケアハウスが設立され、安心して生活を送ることができる保護施設が設立された。10月革命直後のコロンタイによる社会政策は、それまでの家父長制に基づく男性支配社会の鎖を断ち切ることに貢献し、家の中からの「社会変革」を可能にした。また後に教会結婚が廃止され、代わりに市民結婚制度が導入

されるなど、父権的な教会権力の影響を受けない自由な個人に基づく婚姻も認められ、翌18年の家族法においては同居義務も撤廃された。さらに1926年からは、国家の介入しない婚姻制度でありながら法的効力が認められる事実婚主義が採用され、同性愛にも寛容な社会になった^{注8}。それは、今日のフランスの異性あるいは同性の二人の成人による共同生活を組織するために行われる連帯民事契約、いわゆるPACS (Pacte Civil de Solidarité) や同棲婚 (Union Libre) の先駆けともいえるだろう。また1918年に同一労働同一賃金制度をいち早く導入したことについてコロンタイは次のように記している。

「正当な賃金」すなわち労働権獲得の闘争は、18世紀末におけるギルドとの闘争であった。そしてこの闘争を行なったのは労働婦人ばかりではなく、すべての未熟練労働者の大衆であった。婦人が労働運動に赴くための門戸開放は、正しい意味で、やはり労働階級の任務に一致している。労働賃金の同等という要求は、プロレタリアートのあらゆる賃金政策の基礎をなすものである^{注9}。

ここでは、封建制の産物とされる職業別組合、職能団体の閉鎖的かつ特権的な在り方に対し、労働に必要な訓練やスキルを習得する機会がないことを理由に未熟な単純労働者が低賃金のまま置かれ、社会格差を広げている要因になっていると批判し、同一労働同一賃金制度はその是正を試みるために必要な労働政策であるとしている。またこのような女性の職業的訓練－熟練の欠如こそ、女性の非正規雇用者を生み出し、企業がそれを都合のいい調整弁として利用し利益を得ていることについても次のように批判している。

通常、男子はその職業によって自分を養い、さらにその家族をも扶養している。婦人は通則として両親または親戚のもとにあつて「補助稼ぎ」をしていたに過ぎない。たいていの場合、その賃金は彼女の「自分の用途」を支辨するために使われている。自分を完全に養った上に、家族の生活費をも補わなければならぬ婦人の数は次第に増大するが、しかし知能的職業の領域では、婦人の賃率はもっぱらただ「補助稼ぎ」という考えで決定される。その上に、別個の本質的な事情が存在する。それは、婦人の稼ぎを狭隘ならしめているところの職業的訓練－熟練の欠如である。企業家や国家が、会社の事務所や学校や官庁の仕事に進んで婦人を採用しないのは、彼女たちが「劣悪な性」の代表者であるからではなく、訓練の欠けているために彼女たちの仕事の能率が低いことを知悉しているからでもある。企業家は

婦人の労働能率が非常に低いのを承知の上でのみ婦人の労働力を利用することができる^{注10}。

ここで記されているのは、スキルや経験不足を理由として婦人を「補助稼ぎ」にとどめおく — 非正規雇用のまま婦人の賃金を低くおさえることで、企業は婦人の労働力を搾取することが可能になる — という構図であるが、これを日本の現代女性の「パート」に置き換えて考えても同じことが言えるのではないだろうか。ここに示されている女性の非正規雇用、賃金格差の問題は、一世紀以上も前から議論され、改善が求められてきたにもかかわらず、とりわけ日本では未だ解消されていない。男女平等の実現のためには、女性が社会的労働によって、経済的自立をしなければならない。しかし、その経済的自立を阻んでいるのが、就労スキルや支援の問題であり、その結果、低賃金雇用、賃金格差、非正規雇用の状態に陥り、それが女性の貧困化につながっている。また、家事育児も就労制限の原因となっている。

こうした状況を打開するために、日本においても無業女性の職業訓練の必要性がクローズアップされ、「教育訓練給付金」の受給対象が離職後20年間まで延長された。給付金を受けて行われる訓練の種類と内容は以下の通りである^{注11}。

1. 一般教育訓練(簿記やITスキルなど厚生労働省指定の学校で教育訓練制度を利用する旨を申告し、受講修了後1ヶ月以内にハローワークに支給申請することで受給できる制度)
2. 専門実践教育訓練(保育士や看護師など中期的キャリア形成を目指す訓練に適應され、受講費用の半額が、6ヶ月ごとに支給され訓練後に資格取得し、修了翌日から一年以内に被保険者として雇用されれば、受講費用の20%が支給される。)
3. 特定一般教育訓練(令和元年から開始された制度で、宅建士、介護職員初任者研修など受講期間が2.より短く、早期のキャリア形成及び再就職が対象の訓練に適應され受講費用の40%が受講終了後に支給される。)

このような制度を利用することで、再就職までのブランクが長かった女性も、これまで職業訓練の機会に恵まれなかった女性も社会復帰をして活躍の場を広げ、経済的自立も可能となる。

次にコロнтаイの尽力によって1918年に創設された「子どものための無料食堂」を見てみよう。貧困が原因の乳児死亡率や子どもたちの栄養不足による発育不良は、社会

全体で早急に改善されなければならない課題であった。子どもの健康を守る無料の「子ども食堂」はコロンタイが婦人部のヴェラ・ヴェリチキナ(ボンチ・ブルエヴィチ)^{注12}の遺志を引き継いで創設したものである。朝食は温かいオートミールやセモリナのポリッジなど、栄養面だけでなく子どもたちが好んで口にする人気のメニューが定番であった。ペスタロッチの教育思想に感銘を受けたヴェラ・ヴェリチキナは医学や保健を学び、革命政府のもとでは医療衛生部門で働き、小児のための結核診療所を創設し、飢饉と戦争によって栄養失調に陥っている多くの子どもたちを救おうと、未就学児への食料配布に尽力した。また、子どもたちの健康と発育のために体育の授業を学校に取り入れるようにし、子どもたちのための食堂の創設を志していたが、その途中で疲労のため病に倒れた。幸いにも、彼女の「子どものための無料食堂」創設案は、そのまま婦人部に引き継がれ実現された。その後、子ども食堂だけでなく、農業に従事する両親が安心して子どもを預けられる夏季託児所の創設、保育園と幼稚園の一元化など、親の就労と子どもの健康と教育を総合的にサポートするシステムが次々と導入された。ちなみに、日本における「子ども食堂」の誕生は、2010年頃とされ、2013年の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」^{注13}とともにメディアや新聞で大きく取り上げられ子どもの健康を地域で守る活動が広がった。

次にソ連でいち早く実施された「中絶の権利補償」についてみていきたい。女性の身体をめぐる自己決定権の重要性を説いていたコロンタイは早くから女性の身体の問題を社会問題として捉えていた。

母性問題と密接に結びつけられている問題について、尚言うべきことが残っている。それは、ソヴィエト共和国が墮胎に対してとっている態度である。労働共和国は、1920年11月20日の法律をもって、墮胎を無罪なものとして承認した。この法律は、党婦人部の提唱によってその熱心な参加のもとに実施された^{注14}。

コロンタイは早くから、非合法的な墮胎手術の危険性や孤児の問題に関心をもっていた。戦争や経済危機などにより1920年代には約50万人の児童が孤児院に収容されていたとされるが、施設に入ることができなかつた路上孤児たちは生き延びることができなかつたり、犯罪に巻き込まれたりすることが多かつた。また手術を無料にすることで、劣悪な環境での墮胎手術を理由とした心身的負担や経済的負担を取り除くことができた。さらに、コロンタイは、「婚外で子どもができた娘の自殺は革命の最初の時代に姿を消した。私生児の母の嬰兒殺しは跡形もなく消え去った。これを記憶しておくことはとても重要である」^{注15}と記している。このように、女性の自己決定権の尊重は、

1920年から100年後の今日においても、中絶手術が認められていないカトリックの国々や、アメリカ合衆国のように半世紀前に一度は認められたにもかかわらず再び禁止されるケース^{注16}と比較しても非常に先進的な政策であったといえる。このように、特定の信仰や政権の保守化によって女性の身体の自己決定権が再び奪われないようにするためには、1975年カトリック主要国で最初に合法化したフランスのように、「ヴェイユ法」^{注17}を恒久化したり、手術の全額保険適用をしたりするなど、さまざまな取り組みを継続することが求められるだろう。

2. 女性活躍推進制度(義務労働制)の創設

ロシアの10月革命直後から数年の間に実施されたコロンタイの斬新な社会政策の中で、とりわけ重要なのが女性活躍推進政策である。女性が社会に出て働きやすい環境をつくるためには、家事育児を社会化して私的奉仕を減らすことが重要であったが、ここでは、その公共政策と女性の就労意識を促す義務労働制、そして社会奉仕労働としてのサホートニク(土曜労働)制度について考察したい。

婦人問題の解決は、婦人が単に家庭のためではなく、全労働社会の単位として生産組織に赴く場合にのみ実現することができるのである。19世紀初頭の空想社会主義者サンシモン、フーリエ及び彼らの追従者たちは、婦人問題とその解決に一定の地歩を興へた。なるほど、空想社会主義者たちは、婦人の無権利の真の原因を見いだして、これを明確にすることはできなかった。彼らはまだ婦人の奴隷化は婦人が社会のための生産労働を分担するのを止めた結果として起こったのだということ把握できなかった。従って彼らは、婦人問題の解決を社会のためにする婦人の義務的労働と結びつけなかった^{注18}。

ここで婦人問題とされているのは男女平等の実現であり、コロンタイは女性の経済的自立こそがその鍵を握り、第一次大戦や度重なる飢饉の影響を受けた経済低迷で、生活を安定させるには労働力人口の確保と女性の社会的活躍を同時に進めるのが不可欠であると考えていた。ただ、その際に、問題となっていたのは、多くの生産部門(機械制作や印刷業など)や熟練労働の方面で、訓練の欠如という理由で女性労働者の参入が認められず、労働組合には労働者の賃金を低下させる女性の未熟な労働力を許容しない条項さえ設けられていたことである。女性の就労を阻むこの問題に対して、空想社会主義者でイギリスの協同組合の創始者ロバート・オーウェンは、女性労働者を組合に引き入れることの重要性を指摘し、加入を認めたことは大きな功績であるが、

その一方で女性の就労問題の根底にある「就労意欲」にまで切り込めなかったことをコロンタイはここで批判をしている。つまり、女性自らの「労働放棄の問題」については触れられていないのである。コロンタイらの所属する人民委員会は1917年からわずか5年の間に、女性が安心して働くことができるように劇的な社会変革を精力的に押し進めた。女性参政権の付与、同一労働同一賃金、結婚と離婚の自由化、中絶手術の合法化、出産育児に伴う有給休暇制度、母の家の創設、子ども無料食堂、保育所、託児所、幼稚園、児童ホーム、子ども病院、ケアハウス、児童食堂の創設、学校の無料給食、教育機関での教科書や温かい衣服や靴等の無料配布、義務教育の無償化などが施されたが、それらは斬新な政策の一部に過ぎない。さらに、男女誰でも自由に行って食事をとることのできる公共食堂及び公共調理所、中央洗濯所、共同住宅が作られた。これらは、すべて女性の私的負担となっていた長時間の家事育児労働を、集団的家事育児労働へと転換することで女性を台所や扶養者への隷従から解放するための政策であった。

婦人が独立的な人格として、市民として、承認されている労働国家で、夫の愛顧を得るために何時間も炊事に身をやつすということの好きな婦人があるだろうか。男子をして、婦人が練粉を捏ねるためにではなく、彼女の中に価値あるものが存在し、彼女の個性、彼女の人間的「我」のために婦人を尊敬させよ！「台所を結婚から分離する」これは宗教を国家から分離する以上に、少なくとも婦人の運命に歴史にとって重大な改革である^{注19}。

そして、生活の革命と名付けられた多岐にわたる充実した女性解放政策や法改正にもかかわらず、経済的自立と男女平等のチャンスを自ら掴もうとはしない一部の女性たちに対してコロンタイは次のように記している。

むろん尚、昔の形式を頑固に掴んで離さない婦人もある。そのごく普通の型は、全生活を竈の周囲に集中させている「妻君専門」型である。これらの合法的妾どもは、自分たちの夫のために、今日なお共産の家においてさえ、自分の生活をお釜へのご奉公に捧げている。しかし、未来は彼女らのものではない。集団労働の精神にとって無益なこれらの人々は、全経済戦線に瓦つて共産主義的生活の建設が確立されるにつれて、歴史によって必然的に死滅を運命づけられている^{注20}。

コロンタイたちがさまざまな女性解放の政策を打ち出したにもかかわらず、経済的自立と男女平等の機会を活用せず、社会的労働への参加を欲しない婦人たちもいた。彼女たちは、そうした政策の数々を軽蔑する権利があることを熱心かつ執拗に主張までしたが、コロンタイは彼女たちを怠慢と断じ、社会への罪を犯していると考えていた。なぜなら、労働に従事し、その労働時間と納税により、数々の女性解放政策を支える労働女性や労働男性たちの足を引っ張る裏切り行為に他ならないからである。しかし、片働きの賃金で生活が十分に成り立つのであれば、夫の扶養下で家事育児などの無償労働に従事する女性たちのどこに問題があるのだろうか。あるいは、貧しい中でも質素儉約を美德にし、家族に節約を促しながら慎ましく暮らす家庭の主婦のどこに問題があるのだろうか。日本でも一時期、家事に代表されるアンペイドワーク(無報酬労働)を家事代行サービスとして換算すれば年収300万円の価値があり、育児を保育士の仕事として換算すれば600万円に値するなどといったことが話題になったことがある。しかしながら、共働き家庭でも、単身世帯であっても、生活を維持していく上での掃除洗濯や食事や買い物などの家事労働は、誰もが生きる上で不可欠な日常の私的行為であり、何ら特別な仕事とはみなされないため、そもそも時給に換算することはできないという見方が強い。あるいは、もし換算するのであれば、労働者の場合には、社会的労働の収益にプラスしてさらに家事育児などのアンペイドワークが年収額として加算されなければならないことになるが、実際には加算されず、そこに課税もされていないことから、そもそも家事を年収に換算してその価値を数値化することには疑問の余地が残るとされている。このように、誰もが生活を営む上で行う必要がある日常の家事に対してコロンタイは次のように述べている。

今日の家事には国民経済の立場から国家にとって有用な性質が全然失われてしまった。なぜならそれらの労働は、なんらの価値をも創造せず、一個の繁栄に少しも貢献するところがないからである^{注21}。

コロンタイはここで、かつて家で作られていたもの(衣服、保存食、石鹼、蠟燭など)は今や工場で大量に生産され、安く手に入ることができるようになったため、家事の有用な性質がもはや失われてしまったと記している。それまで家庭内で作られていたバターや瓶詰めの保存食を闇市で売って家計の助けにしたり、羊毛を紡いで靴下を編んだりすることなく、ほとんどの製品は男女の労働者や機械により大量生産されるようになったため、もはや家庭は生産することなく消費する一方であるというのである。また、1917年当時残っていた4種の家事労働(料理、掃除、家族の世話、衣服の修繕)

さえも、新しい政策のもとでは、無料の公共施設や教育施設の普及により効率化されたが、それにもかかわらず1日中非生産的な家事労働に従事していることは無益かつ労働という社会的義務を怠っていることに他ならないとコロンタイは考える。コロンタイは、女性の就労しやすい環境が整えられたからには「すべての成人市民が、生産労働に専念することによって破壊された国民経済を救い、幾らかでも全労農国民を飢餓と窮乏から保障しなければならない」^{注22}と主張する。しかし、たとえどれだけ就労環境や子育て支援の環境が整備されても、古い家父長制の固定観念に囚われたままの寄食者や、理由なき怠慢から労働逃避する非労働分子が存在する限り、ある種の強制力を伴う政策が必要であると考えられるようになった。要するに、持続的な経済や社会保障の安定と発展を推進するためには、労働と納税の義務を果たすことではじめて福祉を享受する権利を得ることができると理解している労働力人口が増えることが不可欠であるが、そのことを理解しようとししない特権的な例外者の就労に対する意識改革を意図して「義務労働制」というシステムが考案されたのである。1921年より開始されたこの制度は、社会的義務を負わずに他人に寄生して生きる寄食者及び自己の利益にのみ生きる者を矯正する「義務労働」であり、経済的自立のみならず、精神的な自律を促す目的もあった。そして、労働に従事することで変化する生活の諸条件から新しい良心、新しい社会生活の規則(道徳)^{注23}が成長するとも考えられていた。なかでも男女対等になることで、未来の社会を担う子どもの教育にも多大な影響を及ぼしたり、すでに労働に従事していた女性と、これまで労働から逃避していた女性との格差や不平等を解消したり、社会における男女の性別分業のアンコンシャス・バイアスを取り除いたりすることにも大いに役立ったのである。

妻は夫のための「無給金の労働者」ではない。なぜなら、第一に彼女は自分の時間の全部を夫に捧げるのではなく、同時に家庭外で生産的な仕事(義務労働制により)に従事したからである^{注24}。

このように義務労働制は、それまで意図的に労働から逃避していた「非労働者」に社会性を養わせるシステムを構築しただけでなく、長年社会から隔離されていて、無償労働に従事せざるをえなかった女性たちが自信を取り戻すエンパワーメントのきっかけともなったのである。また、このように、経済や社会発展のために、労働や納税が男女に拘わらず国民ひとりひとりの労働者の義務であることを再認識することで、ソ連の連帯の精神が強化されていくことになった。このように、非常な急速さで社会主義的建設の指標を予定した革命の初期における達成は、両性関係の問題解決に力強い

刺激を与えたといえる。なお、最後にサホートニク(土曜労働)の制度についても簡単に触れておきたい。土曜労働とは、その名の通り土曜日に国民一律に課せられた連帯労働のことである。たとえば、災害や流行病などの災害が起きた場合に、円滑に支援活動を行うことができるようにするために、普段から大掃除や燃料の調達など人々が連携して働くことを習慣づけることで、初動の遅れを防ぎ、社会からの孤立者を減らす目的もあった。

おわりに

本論の冒頭で、ロシアでは上級職の40%が女性で占められており、世界平均(22%)のほぼ2倍であることを指摘したが、これは1917年のロシア革命以降、多様な面で男女同権政策が進められてきた結果であることが確認された。コロンタイはこのようなロシア革命の経験は、他国の同志にも学ばれる価値があると高らかに宣言する。幼稚園や託児所や公衆食堂、そして共同住宅を作り、新しい生活を創造する可能性を広く国民に提供しつつ、合理的な政策を考案し作り出すことのできる婦人労働者を養成することが、社会を変革し、男女の平等を実現するうえで大きな鍵となることが主張されている。また、婦人労働者の就労意欲やエンパワーメントが子孫へと引き継がれることによって、男女の格差を継続的に是正していくことが可能になるとも言う。こうしたコロンタイの主張のなかには、各種の世界的な調査でジェンダーギャップの大きさを指摘される日本社会が傾聴すべき点が多いように思われる。

【注】

1. 金沢大学国際機構
2. 男女共同参画白書令和4年版。https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/honpen/syashin.html
3. メアリー・C・ブリントン『縛られる日本人』池村千秋訳、中公新書、2022年、p.7.
4. 非労働力人口とは15歳以上で就業しておらず、かつ就業意思のない者の合計。
5. 内閣第5次男女共同参画基本計画を参照のこと。https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/5th/pdf/master_01_houshin.pdf
6. https://www.grantthornton.global/en/press-releases/press-releases-2015/women-in-business-2015/
7. A.コロンタイ『新しい女性と新しい恋愛』増永泰夫訳、北信書房、1946、p.176.
8. 当時ボルシェヴィキは、ドイツの内科医マグヌス・ヒルシュフェルトの影響を受け、同性愛が精神的な病ではなく人間の性表現の一つであるという同性愛者擁護の見解に理解を示していたとされる。https://www.bbc.com/news/world-europe-41737330
9. A.コロンタイ『新しい女性と新しい恋愛』増永泰夫訳、北信書房、1946、p.176
10. A.コロンタイ『新婦人論』大竹博吉訳、ナウカ社、1946、p.165

11. <https://shikaku-en.jp/article/11>
12. https://fr.wikipedia.org/wiki/Vera_Velitchkina
13. <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=425AC1000000064> 子どもの貧困対策の推進に関する法律」第7条に基づき、子どもの貧困の状況は毎年政府によって公表されなければならない。 https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/taikou/pdf/r03_joukyo.pdf
14. A.コロンタイ『婦人と家族制度』 山川菊枝訳、叢文閣、1927年、p.260.
15. 同書、p.282.
16. たとえば、「ロー対ウェイド判決」は墮胎禁止を違憲とし、妊娠継続の決定は女性のプライバシー権に含まれるものとし、人工妊娠中絶を規制するアメリカ国内法を違憲無効とした1973年のアメリカ合衆国最高裁判所の判決であるが、2022年にこの判決を覆し、中絶の権利に憲法上の保障を認めないとした。
17. 1975年フランスの人工妊娠中絶の合法化の枠組みを記した法律であり、当時厚生大臣を勤めていたシモーヌ・ヴェイユが法案を起草したことから彼女の名前が付けられている。また、この法律の制定にはポーヴォワールを中心とした中絶合法化を求める請願書「343人のマニフェスト」が大きな役割を果たしたことが知られている。
18. A.コロンタイ『婦人と家族制度』 山川菊枝訳、叢文閣、1927年、p.180. (強調執筆者)
19. A.コロンタイ『婦人と家族制度』 山川菊枝訳、叢文閣、1927年、p.243.
20. 同書、p.245.
21. 同書、pp.181-182.
22. 同書、p.271.
23. 「かくして労働者は自分自身の判断で社会的利益のために、自分の労働力を寄付することを望まない者を非難した。新しい精神上的の法典や、新しい道徳の基礎が作り上げられたのである。」(同書、p.268)
24. 同書、p.274

Women's Independence: The Significance of 'Work Obligation' for Alexandra Kollontai

MINAMI Connie

Abstract

In conjunction with the International Women's Day on March 8, 2022, the Japanese government announced 'women's economic independence' as a national policy, with a view to overcome the declining working population, economic stagnation, and impoverishment of women in Japan and reach a gender-equal society on par with developed countries. There are no clear solutions to the gender wage gap and non-regular employment issues that have emerged, but the abolition of the third grade of the national pension plan is the key to getting rid of dependents. In 1980, the number of households with male workers and unemployed women was twice that of double-income households; however, since 1992, these numbers have reversed.

Although the social structure had changed 30 years ago, even in 2023, a system that deviates from reality is still in use. According to the White Paper on Gender Equality 2020, half of the women will live to be 90 years of age or older, and the number of women over 100 is approximately seven times that of men.

Needless to say, the medical and pension systems that allow people to live safely and peacefully even in old age are supported by labour and tax payments. The working population continues to decline in a super-aging society; therefore, to continue to provide sustainable welfare and medical care, it is necessary for each individual, regardless of the economic situation, to fulfil the three major obligations of the Constitution: work, pay taxes, and obtain an education. Radical reforms are necessary to ensure that all workers have an obligation to contribute to society by sustaining their willingness to work. In this study, the significance and importance of the 'obligation to work' policy for women advocated by the Soviet politician, Alexandra Kollontai, which has been in place for over a century, will be examined.